

## 浜田ガス株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 3 月 1 日～平成 32 年 2 月 28 日までの 3 年間
2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員…計画期間中に 1 人以上取得すること

女性社員…取得率を 80%以上にする

[対策]

- 平成 29 年 3 月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施
- 平成 29 年 3 月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標 2：小学校入学前までの子を持つ労働者の短時間勤務制度を導入する。

[対策]

- 平成 29 年 3 月～ 制度導入
- 平成 29 年 3 月～ 社内メールや説明会による社員への短時間勤務制度の周知

目標 3：平成 29 年 3 月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

[対策]

- 平成 29 年 3 月～ ノー残業デーの実施  
管理職への研修(年 1 回)及び社内メールによる社員への周知

## 雇用環境の両立支援に関する努力項目

### 主に育児をしている従業員を対象とする取組

- ◆ 妊娠中および出産後の従業員の健康管理や相談窓口の設置
- ◆ より利用しやすい育児休業制度や子どもの看護のための休暇制度の実施
- ◆ 育児休業中の待遇、育児休業後の賃金・配置その他の労働条件に関する事項についての周知
- ◆ 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備
- ◆ 育児休業後における原職または原職相当職への復帰
- ◆ 育児・介護休業法の規定を上回る短時間勤務制度の実施など、従業員が子育てのための時間を確保できるようにするための措置の実施
- ◆ 子の介護休暇について、1時間を単位とする取得を可能とするなど、弾力的運用の実施
- ◆ 育児・介護休業法に基づく育児休業などの両立支援制度全般の周知

### 育児をしていない従業員も含めて対象とする取組

- ◆ ノー残業デーの導入・拡充や企業内の意識啓発などによる所定外労働の削減
- ◆ 年次有給休暇取得の促進